

# 代議員選挙立候補届出書

2018年 月 日

一般社団法人建築設備技術者協会

\_\_\_\_\_支部長 \_\_\_\_\_殿

正会員 \_\_\_\_\_印

私は下記により代議員選挙に立候補いたします。

記

ふりがな	記		生年月日
立候補者氏名			昭和 年月日
勤務先	名称		
	所属・役職		
	専門分野	空調・衛生・電気・その他( )	
	所在地	〒	
	電話		
	メールアドレス		
自宅住所	〒 電話		

推薦者記入欄 (氏名・印、連絡先住所、電話の順に記載・捺印して下さい。連絡先住所欄には、正会員の方から申し出のあった連絡先(会誌「建築設備士」の送付先)の住所を記載して下さい。)

	氏名・印	連絡先住所	電話
1	印	〒	
2	印	〒	
3	印	〒	
4	印	〒	
5	印	〒	
6	印	〒	
7	印	〒	
8	印	〒	

## 《記入上の注意》

- ① 推薦者は5人以上必要です。
- ② 立候補者および推薦者は、いずれも正会員であることが必要です。
- ③ 同一推薦者が、支部別に決められた連記投票数を越えた数の候補者を推薦することはできません。

## 会 告

# 代議員選挙の立候補者募集について

会誌10月号に投票用紙と候補者名簿を綴じ込み

代議員選挙管理委員会

一般社団法人建築設備技術者協会では代議員選挙規程（以下「選挙規程」という。）に基づき、2000年度から2年毎に代議員選挙を実施しています。

本年は、第10回目の選挙の年に当たりますので、定款第6条、定款細則第9条及び選挙規程に基づき、下記のとおり代議員選挙の立候補者を募集いたします。

投票用紙と候補者名簿は、会誌10月号に綴じ込む形で正会員（9月1日現在）の皆様にお届けします。投票用紙は葉書に印刷しますので、そのまま投函していただけます。

### [代議員選挙立候補者募集要項]

#### (1) 立候補届出の締切日

**2018年9月5日（水）（当日消印有効）**

#### (2) 立候補の届出

右記様式の代議員選挙立候補届出書に必要事項を記載、捺印の上、所属する支部長宛に郵送してください（郵送以外は受理いたしませんのでご注意ください）。

なお、所属する支部とは、正会員の方から申し出のあった連絡先（会誌「建築設備士」の送付先）が含まれる支部（「選挙規程」の別表参照）のことです。

#### (3) 立候補者となる資格

- ① 正会員であること（9月1日現在）。
- ② 立候補者と同一支部に所属する正会員5名以上の推薦を得ること。

（注）正会員が複数の立候補者の推薦者となる場合、代議員選挙規程の別表中の連記投票数を超えた数の立候補者を推薦することはできません。これを超えて推薦した場合は、推薦者の資格を失うことになります（「選挙規程」第6条）。

#### (4) 代議員の任期

今回、選出される代議員の任期は、2019年1月1日から2020年12月31日までの2年間。

#### (5) 代議員選挙のスケジュール

2018年9月5日 立候補届出締切

2018年10月上旬 候補者名簿、投票用紙発送

（会誌10月号に綴じ込み）

2018年11月30日 投票締切

2018年12月21日 当選者および補欠者公表

### 《立候補届出書様式・A4サイズ》

代議員選挙立候補届出書		
2018年 月 日		
一般社団法人建築設備技術者協会		
支部長	殿	印
正会員	印	記
私は下記により代議員選挙に立候補いたします。		
立候補者氏名	立候補者氏名	生年月日 昭和 年月日
勤務先	名 称 所属・役職 専門分野 所在 地 電 話 メールアドレス	空調・衛生・電気・その他（ ） 〒 電 話 〒
自宅住所	電 話	
推薦者記入欄（氏名・印、連絡先住所、電話の順に記載・捺印して下さい。連絡先住所欄には、正会員の方から申し出のあった連絡先（会誌「建築設備士」の送付先）の住所を記載して下さい。）		
氏名・印	連絡先住所	電 話
1	〒	
2	〒	
3	〒	
4	〒	
5	〒	
6	〒	
7	〒	
8	〒	

#### 《記入上の注意》

- ① 推薦者は5人以上必要です。
- ② 立候補者および推薦者は、いずれも正会員であることが必要です。
- ③ 同一推薦者が、支部別に決められた連記投票数を超えた数の候補者を推薦することはできません。

本様式の届出用紙は、（一社）建築設備技術者協会

本部または各支部にご請求ください。

ご不明の点は下記までお問い合わせください。

一般社団法人 建築設備技術者協会 事務局

電話 03-5408-0063 FAX 03-5408-0074

## 立候補届出書の送付先

支部名	支部長名	所 在 地	電話・FAX
北海道支部	里中 雅幸	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西19丁目1-1 北海道設備会館	電話 011-621-4106 FAX 011-642-6720
東北支部	黒澤 正志	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館	電話 022-224-7091 FAX 022-797-2486
関東支部	小内 實	〒105-0004 東京都港区新橋6-9-6 12東洋海事ビル	電話 03-5408-0063 FAX 03-5408-0074
北信越支部	佐藤 忠幸	〒921-8526 石川県金沢市御影町10-7 菱機工業（株）内	電話 076-245-7000 FAX 076-280-7000
中部支部	村上 正継	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-7-31 山田ビル3階	電話 052-253-7837 FAX 052-253-7838
近畿支部	小倉 良友	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC/ITM棟11階	電話 06-6612-8858 FAX 06-6616-7098
中国・四国支部	佐藤 大三	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-8-22 広島管工事会館	電話 082-244-1770 FAX 082-241-4735
九州支部	森 良一	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-9-29 第2フロント406号	電話 092-781-3066 FAX 092-781-3029

## 参 考 (定款、定款細則の抜粋および代議員選挙規程)

### 一般社団法人建築設備技術者協会 定款（抜粋）

#### 第3章 社員

（法人の構成員）

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 第一種正会員 建築設備士又は設備設計一級建築士で、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 第二種正会員 第一種正会員以外の者で、公益社団法人空気調和・衛生工学会が行う空気調和部門又は衛生部門の資格検定試験に合格し、この法人の目的に賛同して入会した者

(3) 準会員 前2号の会員以外の建築設備に関

する技術を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した者

(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者又は団体

(5) 名誉会員 会長経験者、この法人に顕著な功労のあった正会員又は特別会員で、総会において推薦された者

(6) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 この法人の社員は、第1種正会員及び第2種正会員（以下「正会員」という）の中から代議員選挙によって選出された代議員（100人以上120人以内）をもって、一

般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、10月に実施することとし、代議員の任期は選挙終了直後の1月1日から2年間とする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員とするときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員

選挙終了の時までとする。

## 一般社団法人建築設備技術者協会 定款細則（抜粋）

### （会員の権利）

第4条 会員の権利は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、代議員の選挙権及び被選挙権をもつ。
- (2) 正会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- (3) すべての会員は、会誌の配布を受ける。
- (4) すべての会員は、本協会の刊行図書について特典を受けるほか、本協会の主催する事業に参加することができる。

### （代議員の選挙）

第9条 定款第6条第3項における代議員選挙に関する規定を次のとおり定める。

- 2 代議員の選挙は、会長が理事会の議決を経て支部別に定める代議員の定数に従い、その支部に所属（本人の申し出による通信先が当該支部区域内にあること。）する正会員である候補者を対象として、その支部に所属する正会員によって行う。
- 3 支部別の代議員の定数は、正会員数を勘案して別に定める。
- 4 代議員の任期は、選挙終了直後の1月1日から2年間とする。
- 5 代議員選挙の適正かつ円滑な執行管理を行うため、選挙管理委員会を設ける。
- 6 代議員が、所属する支部を変更したときは、代議員の資格を失い、当該支部の代議員は欠員となる。
- 7 代議員に欠員を生じたときは、当該支部における補欠者をもってこれを補う。
- 8 代議員選挙の運営は、定款及び本定款細則によるほか、理事会の決議を経て、会長が別に定める代議員選挙規程による。

## 一般社団法人建築設備技術者協会代議員選挙規程

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人建築設備技術者協会

定款（以下「定款」という。）第6条第3項及び一般社団法人建築設備技術者協会定款細則（以下「細則」という。）第9条の規定にもとづき、代議員選挙（以下「選挙」という。）について定め、公正かつ円滑な運営をはかることを目的とする。

（選挙執行者）

第2条 選挙の執行者は、会長とする。

（選挙権及び被選挙権）

第3条 定款第6条第4項および5項の規定により、代議員選挙の選挙権及び被選挙権は、選挙を行う年の9月1日現在における正会員が持つ。

（選挙管理委員会）

第4条 代議員選挙を執行管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、次の委員をもって組織する。

（1）会長が理事の中から理事会の承認を得て指名したもの2名

（2）会長が正会員の中から理事会の承認を得て指名したもの3名

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、選挙を行う年の6月から翌々年5月までとする。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 選挙管理委員会に委員長1名を置く。

5 委員長は、委員の互選による。

6 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

7 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 委員は代議員選挙の候補者になることはできない。

（選挙の方法）

第5条 選挙は、細則第5条第2項の規定による支部毎に、本協会が交付する用紙による無記名投票とし、2年毎に12月末日までに行う。

2 選挙管理委員会は、選挙を行う年の12月末日までに選挙が終了するよう選挙期日を定め、これを有権者に通知する。

3 投票者は、第1項の本協会が交付する投票用紙に選出しようとする者を、別表に定める支部毎の連記投票数

以内を自ら記載し、これを選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送しなければならない。

4 選挙の開票は本部において一括して行う。

（候補者）

第6条 正会員は自己と同一支部に所属する5人以上の正会員の推薦を得て、選挙に立候補することができる。

2 正会員は、別表に定める当該支部の連記投票数以内において、自己と同一支部に所属する立候補者の推薦者となることができる。

3 立候補者は、選挙を行う年の9月30日までに、別に定める様式により、所属する支部の支部長に届け出なければならない。

4 会長は、支部長と協議の上、代議員選挙の期日前に、別表に定める当該支部の代議員数に代議員補欠者数を加えた数以上の候補者を確保するよう努め、これを正会員に通知する。

（投票の効力）

第7条 投票の効力は選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては第2項及び第3項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

（1）第5条第3項の規定に違反するもの

（2）何人を記載したかを確認し難いもの

3 所定の員数を越えて記載したものは、その全部を無効とする。

（当選人の決定）

第8条 別表に定める支部別に有効投票の得票数の多い順位によって当選者及び補欠者を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

2 選挙管理委員会は選挙投票の開票を行い、当選者及び補欠者の氏名を各本人に通知するほか、これを公表する。

（当選の無効）

第9条 当選者が定款第6条第4項及び細則第4条第1項に定める被選挙権の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とし、補欠者をもって充てる。

2 有権者は、選挙が定款、規則及びこの規程に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合

は、当選者の決定後 2か月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立てをすることができる。この場合に選挙管理委員会は、申立の内容が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めたときは、選挙の全部又は一部の無効を決定する。

(記録の保存)

第 10 条 選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる代議員の任期終了まで保存しなければならない。

(代議員の定数)

第 11 条 支部別の代議員の定数は、正会員数を勘案して別表のとおりとし、4 年毎に見直すものとする。

(代議員の補充)

第 12 条 代議員が欠けた場合は、支部別に補欠者のうちから得票順に補充しなければならない。

2 前項の代議員補欠者の数は、別表に定めるとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成 12 年度通常総会において承認された定款の一部変更について建設大臣の認可のあった日から施行する。

2 定款第 13 条第 4 項、規則第 7 条及びこの規程にもとづく第 1 回の選挙は平成 12 年度に行う。

別 表

支部別の代議員数、代議員補欠者数及び連記投票数 (単位 人)

名 称	事務所の設置場所	対象区域 (都道府県)	代議員数	代議員 補欠者数	連記投票数
北海道支部	札幌市	北海道	4	2	2
東北支部	仙台市	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	6	2	2
関東支部	東京都港区	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	5 1	5	1 0
北信越支部	金沢市	長野、新潟、富山、石川、福井	4	2	2
中部支部	名古屋市	岐阜、静岡、愛知、三重	1 1	2	3
近畿支部	大阪市	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1 5	3	5
中国・四国支部	広島市	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	6	2	2
九州支部	福岡市	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	8	2	2
計			1 0 5	2 0	2 8